

所得税計算方法と税率

$$\text{所得税額} = \left[\text{所得} - \text{所得控除} \right] \times \text{税率} - \text{控除額}$$

・**所得** = 1年間のもうけの合計。

(例) 給与所得、不動産所得、事業所得など

※分離課税となる譲渡所得などを除く。

・**所得控除** …扶養親族がいるなどの個人的な事情を税負担の上で考慮する

(例) 扶養控除、障害者控除、配偶者控除、医療費控除、小規模共済掛金控除など

・**超過累進税率** …もうけが大きくなるにつれて、段階的に税金が高くなる

・**所得税の速算表**

課税される所得金額	税率	控除額
～ 195万円以下	5%	—
～ 330万円以下	10%	9.75万円
～ 695万円以下	20%	42.75万円
～ 900万円以下	23%	63.60万円
～ 1,800万円以下	33%	153.60万円
～ 4,000万円以下	40%	279.60万円
4,000万円超 ～	45%	479.60万円

(注)2013年1月1日から25年間、復興特別所得税として2.1%上乗せされます。

(例)課税所得金額(※)が500万円の場合

$$500\text{万円} \times 20\% - 42.75\text{万円}$$

$$= 57.25\text{万円}$$

(※)課税所得金額 = 所得 - 所得控除

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-6455-4187

<https://toeitax.co.jp/>

2025/09 月号

所得金額と税金④年収の壁は税率にも影響

基礎控除にも制限あり

(前号の続き)

⑥所得 655万(年収 850万)子供等がいる場合は所得 790万(年収 1000万)
みなし経費（給与所得控除）の上限となる壁。したがってここから実効税率の上がり幅（税負担）が急になります。

⑦所得 900万(年収 1110万等)

控除を取る側（養ってる側）の所得として、配偶者控除や配偶者特別控除額が満額取れなくなる壁。

⑧所得 1000万(年収 1210万等)以下
控除を取る側（養ってる側）の所得として、配偶者控除や配偶者特別控除の適用対象外となる壁。したがって、配偶者がそもそもこの壁を超えている場合は税務上は②所得 58万や⑤所得 95万の壁を気にする必要はなくなるのですが、やはり③所得 65万の社会保険の壁が厚いように感じます。

⑨所得 2350万(年収 2560万等)以下
基礎控除が 58万から遞減してしまう壁。

所得税率にも壁あり

⑩所得 2500万(年収 2710万等)以下

基礎控除が取れなくなる壁。「基礎控除」であるにもかかわらず、所得 2500万超でゼロとなってしまいます。自分には関係ない、所得が高いから良いじゃないかと思われる方もいると思いますが、これまで解説したとおり、この合計所得金額は不動産の売却等臨時的な所得が含まれますので、臨時的な所得で 2500万を超てしまえば現役引退している人等もその年は基礎控除が無くなってしまうのです。これが地味に痛かったりします。

⑪番外編：所得 330万と所得 900万以下

これまでの話とは少し異なりますが所得税は超過累進税率のため上図のとおり税率にも壁があります。特に所得 330万と 900万の壁が要注意で税率が一気に 10% 増となり影響大です。さらに所得 900万というのは⑦のとおり配偶者控除等が取れなくなるのでダブルパンチです。

以上、数回に分けて解説した「所得と税金」シリーズはいかがでしたでしょうか？税金対策や生活の少しでもお役に立てば幸いです。

今月のコメント

少し前ですが、マクドナルドで LUNASEA の ROSIER をモチーフにした CM が作成、放送され若干 LUNASEA 界隈が盛り上がりつつあります。うちの子供達は今まで曲を聞かせてもライブビデオを見せても全く興味を示していなかったのですがこの CM で話題になった途端に少し興味を示していました。マクドナルドのような大きな会社の CM に使われる相乗効果は今の時代でも非常に大きいのだなと実感しました。子供の友人は全く知らなかった子も多かったようですがうちの子供達は英才教育により名前や姿は少し覚えていたようです(笑)。MV も本物そっくりのかなりの力の入れ具合で、LUNASEA 好きの SLAVE (ファンのことです) が責任者にいてこの企画をゴリ押ししたことが想像できます(笑)。ボーカルの方も隆一のものまねを普段からされている方のようほぼ本物と言ってもいいくらいの素晴らしい出来でした。まだご覧になつてない方はぜひ。

税理士 岡本勲

Email : okamoto@toeitax.co.jp

東栄税理士法人